

ビジネススタート支援事業業務委託仕様書

1 業務名

ビジネススタート支援事業業務委託

2 業務の目的

本市では、人口減少と高齢化が進行する中、事業所数が減少しており、市内企業を取り巻く環境は厳しさを増している。このような中、創業支援拠点施設チャレンジオフィスあきたでは、新規創業と新分野への進出を図る企業等の事業活動の促進に取り組みながら、本市の開業率向上を図るため、起業に向けた更なる環境整備や支援を行っている。

また、それと併行して地域課題の解決に資する新規性の高いビジネスモデルの確立に向け注力していく必要がある。

本業務は、同施設を拠点として、新たな起業家の掘り起こしや育成などの取り組みを支援することで、多くの起業家を創出し、地域経済の活性化と持続可能なまちづくりの推進を図ることを目的としており、今後更なる支援の強化を目指していくものである。

3 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

4 履行場所

会場はチャレンジオフィスあきた（秋田市中通二丁目2番32号 山二ビル7階）を基本とする。ただし、同施設での実施が困難な場合は、オンライン方式による実施も可能とする。また、同施設以外で実施する際には、本市と協議のうえ、受託者が費用を負担し確保すること。

5 業務の内容

(1) 創業支援プログラム等の実施

起業家の掘り起こしから開業に至る過程を「教育」「交流」「育成」「起業」の4フェーズに分別し、各段階に対応した事業を企画、実施すること。

なお、各フェーズにおける事業内容については、事業目的に沿って、また、本市が例示した事業内容と同等の規模において、受託者が提案するものとする。

ア 教育フェーズ

職業選択に向けた教育、支援を行う段階

事業目的	高校生などの若年層に対する起業マインドの醸成や起業に対するイメージの確立を図る。
対象者	高校生、専門学校生等
事業内容	(例) ・ 起業体験ワークショップの開催など 目安：年2回程度

イ 交流フェーズ

新たな起業家の掘り起こしを行う段階

事業目的	参加者同士や先輩起業家と意見や情報を交換し、交流することで仲間づくりとネットワークの形成を図る。
対象者	学生や副業を希望する社会人、創業に関心がある者等
事業内容	(例) ・ スタートアップ向けイベントの開催 目安：著名人セミナー 年3回程度 ・ 創業関心者向け交流イベントの開催 目安：年6回程度 ・ 起業副業関心者向け交流イベントの開催 目安：年6回程度 ・ 起業家との対談イベントの開催 目安：年5回程度 ・ 大学生向け交流イベントの開催 目安：年4回程度

ウ 育成フェーズ

起業に向けた育成を行う段階

事業目的	起業に必要な知識やスキルを習得させ、起業への後押しを行う。
対象者	交流フェーズの参加者等
事業内容	(例) ・ 起業家育成ワークショップの開催 目安：年6回程度 ・ ビジネスコンテスト勉強会の開催 目安：年6回程度 ・ 起業スクールの開催 目安：計30回程度

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業相談（夜間相談含む、1回2時間） <p>目安：年100日程度（365日÷7日×週2回程度）</p>
--	---

エ 起業フェーズ

起業に向けた指導、支援を行う段階

事業目的	起業（開業）の準備や起業後（開店後）の経営安定を支援する。
対象者	起業準備者、起業家（開業から5年以内の事業者）等
事業内容	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業拡大セミナーの開催 目安：年5回程度 ・ 事業拡大交流会の開催 目安：年5回程度 ・ 起業家プレゼンテーション会の開催 目安：年8回程度（事前調整等を含む） ・ 起業家交流勉強会の開催 目安：年6回程度 ・ 起業家成長ワークショップの開催 目安：年6回程度 ・ 県内経営者へのインタビュー 目安：年12回程度

(2) 先輩起業家や市内企業とのマッチング支援

支援対象の起業家に対してロールモデルとなる先輩起業家や市内企業を紹介し、必要に応じて協業等に結びつけること。

(3) 広報・PR活動、参加者募集

(1)で開催する各種事業の周知、PRと事業参加者の募集、案内を実施すること。

(4) 事業成果の確認

(1)で実施する各種事業における成果の確認と分析を実施すること。

6 業務完了報告書の提出

本業務が完了したときは、委託契約期間の終了日までに業務完了報告書（開催報告、アンケート実施の集計と分析結果、当日配付資料、開催状況の写真等、事業成果が確認できる資料）を提出すること。

7 個人情報の取扱

(1) 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはな

らない。

(2) 契約の履行に係る個人情報等の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、受託者はこれを遵守しなければならない。

(3) (1)および(2)の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 その他、特記事項

(1) 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(3) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。

(4) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(5) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。